

◇大阪市立体育館条例施行規則の一部を改正する規則

- 1 千島体育館の柔道場及び剣道場における冷暖房の利用料金の上限額を定めることにしました。
- 2 この規則は、令和6年10月1日から施行することにしました。

(経済戦略局スポーツ部スポーツ課)